

Vol.62

今回は相続税 会員相談室

相談事例紹介

相談委員 西村 國之 (目黒支部)

電話相談
受付時間 午前10時～11時50分
午後1時～2時40分
03-3354-8520

事前予約
面接相談・随時相談
03-5919-7157

相続人不存在の場合における相続財産法人の成立から国庫に帰属するまで

質問 相続が開始すれば相続財産は相続人に継承されることとなりますが、相続人の有無が不明のときには、最終的には国に帰属すると聞きましたがどのような手続きが行われるのか教えてください。

回答 被相続人に係る相続人の有無が不明の場合には、次のような手続きにより相続財産を管理、清算することになる。

- ① 相続人の有無不明又は相続人不存在
- ② 相続財産法人の成立 (民法951)

民法第951条では、「相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、これを法人とする」と規定されている。「相続人のあることが明らかでないとき」とは、相続開始時において相続人の有無が不明のことをいう。

このような場合、民法第951条により、相続財産を一種の特別財産とみて、主体性を付与するためにこれを法人とし、この法人に相続財産管理人を置いて相続財産の管理、清算及び相続人捜索の両手続きを平行して行うものとされている。このような相続財産の法人性はあくまでも「清算のために考案された法技術上の擬制」である。

- ③ 相続財産管理人の選任等 (民法952)

イ、相続財産管理人の選任と公告

民法第951条により相続財産は法人となるが、その場合、相続財産の管理、清算を行うべき者が決定されなければならない。

管理人の選任は、利害関係人又は検察官の請求があったときにのみ家庭裁判所によりなされる。したがって、理論的に相続財産法人が成立しているとしても、実際上は管理人が選任されないまま放置されている場合も少なくない。

利害関係人は、受遺者、被相続人に対して債権、債務を有した者、相続財産上に担保権を有する者など、相続財産の管理、清算について法律上の利害関係を有する者を指すが、その他、徴税のための国や特別縁故者としての分与を求める者も含まれる。

家庭裁判所が行う相続財産管理人選任の公告は、第1回目の相続人捜索公告としての意味をもち、また、利害関係人に対して、必要な行為を管理人に対してなし得る便宜を与える意味をもつ。

- ロ、相続財産管理人の権利義務 (民法953)

相続財産管理人は相続財産法人の事務執行に必要な範囲においてこれを代表しその財産を管理する権限をもつが、この財産管理は不在者の財産管理に類似するため、民

法第27条 (財産管理人の職務) から第29条 (管理人の担保提供義務・報酬請求権) までの規定を準用している。

相続財産管理人は民法第103条 (代理権の範囲) に定められた権限の範囲内において管理権限を有し、それを越える行為については家庭裁判所の許可を要する。

権限を越える行為とされる例としては、売買、交換、抵当権の設定、遺産分割等がある。

- ④ 相続債務者、受遺者に対する弁済 (民法957)

相続財産管理人の公告があった後2ヶ月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、相続財産管理人は、遅滞なく一切の相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内 (2ヶ月を下ることができない) にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならないが、この公告は、第2回目の相続人捜索公告としての意味と、相続債権者、受遺者に対する相続財産の清算着手の公知の意味をもつ。

- ⑤ 相続人捜索の公告 (民法958)

民法第953条、第957条に基づく、2回にわたる実質上の相続人捜索公告の後を受け第958条による公告は、第3回目かつ最後の相続人捜索公告となる。

民法第958条の2により、相続財産に対して、あり得べきすべての権利者を失権させたうえで、特別縁故者への相続財産の分与 (民法958の3) 又は国庫帰属 (民法959) を予定しているが、民法第958条はそれらのための前提として最終的に相続人の捜索を行うものである。

- ⑥ 公告による除斥 (民法958の2)

民法第958条の公告期間内に相続権の主張をしなかった者は、遺産に対して権利を主張することはできない。

- ⑦ 清算後の相続財産

イ 特別縁故者への相続財産の分与 (民法958の3)

家庭裁判所は、相当と認めるときは被相続人と特別の縁故のあった者の請求によってその者に清算後残った相続財産の全部又は一部を与えることができる。

申立人

- ・被相続人と生計を同じくしていた者 (内縁の妻など)
- ・被相続人の療養看護に努めた者
- ・その他被相続人と特別の縁故があった者

申立期間

- ・相続人を捜索するための公告で定められた期間の満了後3ヶ月以内

申立先

- ・被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に対して申立ての趣旨及び理由などを記載した「家事審判申立書」で特別縁故者からの申立てがなければ相続財産の分与はされない。

- ロ 相続財産の国庫への帰属 (民法959)

民法第958条の3第2項に定められた期間内に分与の申立てをする者がいない場合、または、特別縁故者に対する分与が相続財産の一部だけで残部がある場合には、相続財産は国庫に帰属し、相続財産法人は消滅する。

ただし、その財産が他の者との共有財産の持分である場合はその持分は他の共有者に帰属する。

【参考判例】

相続人不存在の場合の特別縁故者に対する相続財産の分与と相続税について (原告の主張)

財産分与による財産取得者は、審判確定の時点で相続財産法人からの取得を被相続人からの取得、すなわち、遺贈がなされたものとしてその時点の相続税法を適用すべきである。

遺産に係る基礎控除は、順次その額の引き上げ改正が行われているが、相続開始時の相続税法が適用されるとすれば、一方では価格評価は分与審判の確定時を基礎としていながらこれに対応する基礎控除が行われないことになる。

(判 示)

昭和63年12月1日最高裁判決 (第3審・原審支持上告棄却)

相続税法第4条 (当時3条の2) において、分与財産の価額を分与時の時価としたのは、財産の分与が相続財産法人において相続財産の清算が行われ、その後現存する財産のうちから行われるためであって、財産分与時に租税債務が成立することを前提とするものではない。

停止条件付遺贈による受贈者の納税義務の成立時は、国税通則法第15条第2項第4号により財産取得時 (条件成就時) であるけれども、その適用すべき相続税法は、相続開始時の相続税法である。

注) 内容は、平成26年1月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見 (参考意見) ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。